

阪南市公共施設等ＬＥＤ照明導入事業に係る仕様書

１．業務名

阪南市公共施設等ＬＥＤ照明導入事業

２．業務目的

阪南市内公共施設において、地球温暖化対策推進法に基づくエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減並びに経常的な電気料金及び維持管理経費の削減のため各施設における老朽化した照明器具等をＬＥＤ照明器具等に更新することを目的とする。

３．対象施設等

下表のとおり １０施設等

番号	施設名	住所	備考
１	市役所本庁舎	尾崎町 35-1	議場・階段部分のみ
２	地域交流館	尾崎町 1-18-15	
３	尾崎公民館	尾崎町 1-18-15	
４	はんなん浄化センター MIZUTAMA 館	下出 326	
５	桑畑総合グラウンド	桑畑 430	グラウンド側ナイター除く
６	文化センター・図書館	尾崎町 35-3	舞台照明除く
７	尾崎留守家庭児童会	尾崎町 5-33-8	
８	新上荘留守家庭児童会	下出 548-1	
９	旧尾崎幼稚園	尾崎町 1-21-7	現使用箇所のみ
１０	道路照明	阪南市域各所	現間引き分除く

４．契約方式

賃貸借契約（債務負担行為による長期契約）

５．賃貸借期間

各施設毎に納入及び検査が完了した翌月初日から １２０ か月間

６．納入期限

令和 8 年 3 月 16 日まで

７．業務の概要

- (1) 対象施設に設置している照明器具について、ＬＥＤ照明器具への取替工事（ＬＥＤ照明器具の調達も含む）を行い、更新したＬＥＤ照明器具について賃貸借し、これについて適切な維持業務を行う。

- (2) 既存の照明器具については、別添「平面図・照明図面」及び別紙１「既存器具リスト」のとおり。

8. LED照明器具について

(1) 器具の仕様

- ア すべて新品とする。
- イ 国内メーカー製品とする。複数のメーカーからの調達を妨げない。
- ウ 既存照明器具と同等以上の仕様（照度、色温度等）で、著しく意匠が変わらないものであること。なお、別紙２「種類別性能及び機器仕様」に定める性能を上回っていること。
- エ メーカー製品保証期間が１０年間以上であること。もしくは、メーカー製品保証と同等の内容（通常使用時の不具合に対する無償修繕等）を受注者が賃貸借期間中保証すること。
- オ LED直管ランプについては、G13口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としないLED直管ランプは原則不可とする。
- カ 本事業に関連するJIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するものであること。
- キ 照明器具等は、「材料承認書」（様式任意）を市担当に着手前提出のうえ承認を得ること。

(2) 要求事項

- ア 管球交換を基本とし、管球取付にあたっては、省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行いLED照明に取り替えること。この場合、安定器の撤去は求めないこととする。また、劣化したソケット（ひびが入っている、変色している等長期の使用に耐えられないもの。）及び配線（腐食している等長期の使用に耐えられないもの。）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。
- イ 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付すこと。
- ウ 賃貸借期間開始後に仕様を満たさない製品であることや劣化部品の交換が十分でないことが発覚し、市担当より指摘等があった場合は、速やかに受注者の負担で入替を行うこと。（入替までに市が負担増となる電気代の支払いについては、別途協議事項とする。）
- エ 設置場所ごとに適切な照度とする等、費用対効果の最も高い設備とすること。
- オ 環境負荷の少ない設備を採用すること。
- カ 既に設置されているLED照明設備の交換は行わないこととする。
- キ 取替後の照度については、取替前と性能的には照度が代替されているとしても、LED照明の特性上、体感では既存照明よりも明るく感じることもあることから、特に照明の明るさの感じ方が利用者の快適さに大きく影響する施設や

部屋においては、事前調査時に施設管理部署と十分に調整した上、柔軟に機器選定すること。

9. 器具取替工事について

(1) 事前調査

ア 受注者は契約締結後、照明器具の設置場所、数量、照明器具タイプ、アダプター等の必要有無、腐食状況等を調査し、発注者に報告すること。また、仕様書と差異がある場合は速やかに報告すること。

イ 現地調査時には実際の運用方法等を確認し、施設管理部署の希望に沿えるよう努めること。

ウ 照明器具の劣化状況により、管球交換後、管球の耐用年数が経過する前に、管球以外の既存の機器に不具合が生じる可能性が十分考えられる場合は、器具交換を提案すること。（ただし、劣化したソケット及び配線の交換で解消される場合は除く。）なお、器具交換費用については、別途協議事項とする。

エ 図面と現地の状況に違いがあるなどにより、施工内容が大幅に増減する場合、契約金額の増減については、別途協議事項とする。

オ 上記調査後に仕様書との数量の差異に関わらず、発注者と調整を図り、施工計画書等の工事着工前提出書類を作成し、提出すること。

カ 施工計画については、休館日等、施工時期が限られる施設を優先したスケジュールとすること。

(2) 工事

ア 取替工事に使用する雑材はすべて新品とする。

イ 取替工事にあたっての安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の負担で作業場所とその近辺の安全確保に必要な措置を講ずること。

ウ 取替工事において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

エ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争を防止すること。

オ 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の発注者敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。

カ 休館日及び開館時間外作業は、事前に作業届を発注者に提出するものとする。

キ 作業時間帯の決定に当たっては、発注者の指示に従うこと。

ク 既設照明器具の不要な機器の撤去及び処分調達した機器等の設置時に取り外した機器等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適切に処分及び撤去する。ただし、発注者がLED化されない照明の予備として所有を希望する場合は、その希望に従うこと。

ケ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し廃棄物処理計画書及び廃棄物マニフェストの写しを提出すること。PC

Bを含む安定器があった場合には、取扱いについて別途、発注者と協議するものとする。

コ 仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」による。

サ 設置における直管型LEDランプの安全性の担保については、一般財団法人日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて施工すること。

シ 別紙1「既存器具リスト」の備考欄に「※」の印がある照明器具に関しては、交換方式を「器具交換」とする。

ス 器具交換箇所において、石綿に関する調査や工事が必要になった場合、その費用等は別途協議事項とする。

セ 取替工事に必要な資格については、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とし、建設業法第3条第1項の規定に基づく電気工事業の許可を受けた事業者とする。

ソ 地元企業の育成、地域経済の活性化を図るため阪南市の入札参加資格を有する市内業者を選定するよう努力すること。

タ 本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

(3) 検査

ア 取替工事の前後に当該照明回路の絶縁抵抗測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。

イ 取替工事前後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。

(4) 施工時の注意点

ア 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。

イ 事前調査及び工事期間中は施設管理者と日程調整を行い、施設運営に支障のないよう工事工程、作業方法に配慮するものとする。

ウ 必要に応じて、通路・資材置場等の各部養生を行うこと。

エ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。

カ 作業終了後に床の清掃等を行うこと。

キ 施工日時は、各施設の運営を加味し、発注者と協議のうえ、施工すること。

ク 万一の天井材のアスベスト含有の可能性を考慮し、交換する照明器具等は、既設の建物に配慮し、できる限り天井等建物の補修を伴わず交換可能な製品を選定すること。

ケ PCB含有の可能性ある機器を発見した場合は、ただちに発注者に報告するものとし、その後の対応については、発注者の指示に従うものとする。

コ 取替工事中に発生した事故については、受注者の責任及び費用負担で対応すること。

(5) 提出書類

受注者は取替工事にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	実施工程表	工事着工前
2	材料承認書	工事着工前
3	機器構成一覧表	工事着工前
4	施工計画書	工事着手前
5	設置機器仕様書	検査時
6	工事写真（施工前、施工後）	検査時
7	竣工図	検査時
8	廃棄物マニフェスト（写し）	検査時
9	その他発注者が指示した書類	指示時

10. 維持管理

- (1) 賃貸借期間中に不点灯及び照度低下（基準値以下）が起きた場合は、受注者が原因の究明を行うこと。なお、その原因が既設の設備等の不具合であった場合、補修等は発注者の負担で行うものとする。
- (2) 交換した製品について、製品の不良又は交換を行った者の責に帰する不具合が生じた場合は、受注者は無償にて補修・交換を行うこと。ただし、交換した製品以外の既存の機器や、使用時間及び使用方法等上記以外の原因によって生じた不具合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、LED照明器具等設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理についての連絡先窓口を設け、発注者へ届けること。なお、維持管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届け出ること。
- (4) 補修等に当たっては、阪南市内に主たる営業所を有する事業者を優先的に活用するよう努めること。
- (5) 必要な場合には直ちに現場へ職員を派遣するなど、迅速な対応が可能な体制であること。
- (6) LED照明器具等設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入するなどして、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処置を行うこととする。

11. 節電効果の算定

LED照明器具への取替工事を行う施設の中には、指定管理等により市以外の管理者が電気料金を支払っている施設があり、賃貸借料を市が支払う場合、市が節電効果を楽しむためには、指定管理料を下げるなどの対応を管理者と協議する必要がある。この協議の際には、節電効果の金額および根拠を示す必要があるため、必要に応じ、

取替前後の器具仕様・電力契約情報・使用時間等から節電効果の金額および根拠を示す資料を作成すること。

なお、算定に必要な資料については、発注者から受注者へ可能な限り提供するものとする。

1 2. 賃貸借契約

- (1) 毎月末締めとし、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 賃貸借料金に含まれる事項
 - (ア) LED照明器具等及び設置に必要な付属品一式
 - (イ) LED照明器具等の取替工事に係る工事費
 - (ウ) 既存照明器具等の処分費用
 - (エ) 賃貸借金利
- (3) 賃貸借期間終了後の設備一式は、発注者に無償譲渡するものとする。なお、期間満了後、無償譲渡することから、賃貸借期間中の物件の固定資産税は賃貸借料に含まないものとする。
- (4) 施設の廃止等により、照明器具の設置をしている物件の売却等が発生した場合の賃貸借期間の短縮及び清算は、発注者・受注者双方協議の上、決定する。
- (5) 市が各施設の照明LED化の費用対効果を把握するため、各施設毎の賃貸借料を示すこと。契約全体に係る費用については、必要に応じ、工事規模等により按分すること。ただし、請求については1本化すること。

1 3. 損害賠償

この契約の履行に伴い、発注者及び第三者が被った被害については、受注者が損害賠償の責を負うものとする。ただし、その損害（保険その他により補てんされた部分を除く。）のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。

1 4. その他

- (1) 賃貸借期間の開始日までに、全ての器具が設置完了し、検査に合格しなければならない。なお、賃貸借期間の開始日までに設置した器具については、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。仮使用期間中に消灯等の障害が発生した場合は、受注者の負担で物品の取り替え、代替え、修理等（交換作業費含む）を行う。
- (2) この仕様書の定めのない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定する。